

北海道オホーツク総合振興局告示第 28 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 5 年 2 月 13 日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 和彦

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

令和 5 年度オホーツク合同庁舎一般廃棄物運搬業務

運搬料 廃棄物、資源物の週 1 回当たりの単価

予定数量 年間 51 回（廃棄物予定数量約 27,500kg、資源物 6,100kg）

なお、処理料は「網走市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に定める額（10kg ごとに 100 円加算とする。）とし、毎月の運搬料と合算して請求するものとする。ただし、他事業者の廃棄物を併せて運搬処理する場合の処理料は、1 kg ごとに 10 円加算とする。

(2) 契約の目的の仕様等 契約書（案）及び業務処理要領による。

(3) 契約期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

(4) 履行場所 北海道網走市北 7 条西 3 丁目 北海道オホーツク合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

令和 5 年北海道オホーツク総合振興局告示第 27 号に規定する令和 5 年度オホーツク合同庁舎一般廃棄物運搬業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

郵便番号 093-8585 北海道網走市北 7 条西 3 丁目

北海道オホーツク総合振興局総務課職員財産係

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道網走市北 7 条西 3 丁目

北海道オホーツク合同庁舎 3 階 2 号会議室

(2) 入札日時 令和 5 年 3 月 8 日 午前 11 時 00 分

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。

6 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求められることがある。

7 送付による入札の可否

認めない。

8 落札者の決定方法

地方自治法施行令第 167 条の 10 第 1 項に規定する場合を除き、北海道財務規則（昭和 45 年北海道規則第 30 号。以下「財務規則」という。）第 151 条第 1 項の規定により定めた予定価格（1 回当たりの契約単価）の制限の範囲内で最低の価格（1 回当たりの契約単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（1回当たりの契約単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

- ア 名称 北海道オホーツク総合振興局総務課職員財産係
- イ 所在地 郵便番号 093-8585 北海道網走市北7条西3丁目
- ウ 電話番号 0152-41-0788（直通）

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払い請求権につい

て契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。